

令和2年度地産地消推進強化事業業務公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和2年度地産地消推進強化事業業務

(2) 委託業務の目的

本委託業務は、新型コロナウイルスとの共存・共生（以下、「ウィズコロナ」という。）を求められる中、改めて地産地消の重要性が再認識されていることを背景として、地産地消に係る先駆者の取組に関する情報発信等を通じて、地域資源を活用した事業展開を促すことで、地域内におけるモノの循環に対する意識醸成及び地域活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和2年度地産地消推進強化事業業務委託仕様書（案）」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

(5) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

金5,203,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 スケジュール

項目	日程
公告（HP掲載）	令和2年6月18日（木）
質問受付期限	令和2年6月26日（金）午後5時
質問に対する回答	令和2年6月29日（月）
参加表明書提出期限	令和2年7月2日（木）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和2年7月13日（月）午後5時
審査会開催日	令和2年7月21日（火）（予定）
選定結果の通知	令和2年7月22日（水）以降
契約締結	令和2年7月下旬

4 資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 本業務の目的に沿った事業が確実に履行できる法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制化にある者でないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和2年6月26日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問書（第1号様式）を地域振興課（担当者）宛に電子メール又はFAXにより提出してください。電子メールの件名は「【質問】令和2年度地産地消推進強化事業業務」とし、電子メール、FAXともに電話により送付した旨をお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

※送付先情報（メールアドレス、電話・FAX番号）は本要領11に記載しています。

(2) 質問に対する回答

回答は、令和2年6月29日（月）に地域振興課ホームページに掲載します。

6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思がある者は、参加表明書（第2号様式）を以下により提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和2年7月2日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。

※電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨をお知らせください。

※持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、提出期限当日は午後5時までとします。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和2年7月13日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ郵送又は持参により提出してください。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

以下の内容について記載すること。（A4版横、横書き、左上綴じ。表紙には「令和

2年度地産地消推進強化事業業務」と記載し、余白に社名を記載すること。)

- ① 冊子制作業務の企画内容
 - ・紙質、表紙デザイン及び紙面構成案
 - ・取材対象者（事業実践者）及び県産品等案
 - ・事業者への支援案
 - ・地産地消推進につながる独自企画の内容
- ② 交流会開催業務の企画内容
 - ・交流会名称
 - ・各回の概要（開催時期・時間、会場、会場レイアウト、開催内容、集客目標等）
 - ・事例発表者及び出展品案
 - ・講演講師及びテーマ
 - ・独自企画の内容
 - ・案内チラシのサンプル 等
- ③ 業務実施スケジュール
 - ・想定される年度スケジュールを表で示すこと。
- ④ その他必要な事項

イ 見積書（任意様式、A4版）

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。

ウ 事業者概要書（第3号様式）

エ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

カ その他企画提案に必要な書類

(5) 提出部数

正本1部、副本6部

8 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

審査会により企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、業務委託予定者を選定します。

なお、審査会の日時及び場所については、別途通知します。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度	・事業目的に合致した提案であるか。	10
2 冊子制作企画	・見る人の興味・関心を引くとともに、読みやすさ、分かりやすさ等を考慮しているか。 ・地域資源を活用した事業展開を促すに当たり、幅広い分野における取材対象者（事業者）が提案されているか。 ・事業者への支援につながる工夫が盛り込まれているか。 ・独自の企画提案がされているか。	30

3 交流会企画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した事業展開を促すに当たり、参考となる事例発表者が提案されているか。 ・講演講師及びテーマなどイベント企画内容について、「ウィズコロナ」時代を意識し、訴求力が高く魅力的なものとなっているか。 ・適切な会場が提案されているか。 ・新型コロナウイルス等への感染防止対策が講じられているか。 ・独自の企画提案がされているか。 	30
4 交流会告知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の趣旨・目的を意識した告知・広報計画が立案され、ターゲットを意識した効果的な広報媒体等により集客が期待できるものとなっているか。 ・交流会のチラシ及びポスターの構成やデザインについて、集客力や訴求力の高いものとなっているか。 ・交流会を通じ、事業者の取組が県内において広く認知される工夫が盛り込まれているか。 	30
5 運営能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の統制や交流会等の運営方法・人員配置・連絡体制等を含め、企画内容を実施する体制等は適切か。 ・適切な実施スケジュールが設定されているか。 	20
6 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容に対して妥当な見積額か。 	10
合 計		130

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各プロポーザル参加者に通知します。

9 契約の締結

- (1) 審査会により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結します。
- (2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。
- (3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し、決定します。
なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。
- (4) 契約候補者と県の間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結します。

10 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- (2) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

- (3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めません。
- (4) 提出された企画提案書等の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。
- (5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (7) 失格事項
 - 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合があります。
 - ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - イ 提出書類に不備があった場合
 - ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
 - エ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合

11 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16（本庁舎 5 階）
福島県企画調整部地域振興課 担当：浅井
電話 024-521-7118 F A X 024-521-7912
E-mail tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp